

# 河川線形図作成業務仕様書（案）

令和6年8月

徳島県

## 総則

### 1. 適用

本仕様書は、徳島県（以下、「甲」という。）が〇〇〇〇（以下、「乙」という。）に委託する「河川線形図作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 2. 業務の概要

本業務は、甲が開発中の「徳島県土木施設占用等申請システム」上で表示するため、甲が管理する一級河川の河川線形図データを作成するとともに、その線形図の各箇所に対応して表示されるための河川地形図を加工し、データ上での関連付けを行うものである。また、二級河川の線形図作成を行う。

### 3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日までの間とする。

### 4. 業務計画

乙は、契約締結後10日以内に次の事項を記載した業務計画書を提出し、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 計画工程表
- (3) 体制組織図
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) その他監督員が特に必要とするもの

### 5. 監督員

- (1) 甲は、本業務における監督員を定め、乙に通知するものとする。
- (2) 監督員は、本仕様書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

### 6. 管理技術者

- (1) 乙は、本業務における管理技術者を定め、甲に通知しなければならない。
- (2) 管理技術者は、仕様書に基づき、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- (3) 管理技術者は、本業務の履行に当たり技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

### 7. 業務体制

業務の実施体制を明確にし、サービスレベル及び仕様を満たせる技術レベルを持った要員を配置すること。

## 8. 提出物及び成果品

乙は、本業務の完了後、業務完了報告書と併せて次の書類を甲に提出するものとする。

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1) 成果報告書                     | 1 部 |
| (2) 河川線形図 (Geojson データ)       | 1 式 |
| (3) 河川地形図 (加工後) (s f c 形式データ) | 1 式 |
| (4) 河川地形図 (加工後) (画像データ)       | 1 式 |
| (5) その他監督員が特に必要とするもの          |     |

## 9. 検査

- (1) 本業務の検査は、完了検査とし、これに必要な準備は乙の負担により行う。
- (2) 甲は、別途定める検査職員により完了検査を行う。
- (3) 検査の結果、不相当と認められた時は、甲の指示に従い、乙の負担により処理しなければならない。

## 10. 作業場所等

必要な作業環境、パソコン等は、乙が用意すること。

## 11. 打合せ・協議

乙は、本業務の実施に当たり、甲との打合せ・協議した結果を打合せ・協議記録にまとめ、速やかに甲の承諾を得なければならない。

## 12. 疑義

乙は、委託の業務の実施に当たり、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議するものとする。

# 業務内容

## 13. 本業務の仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

### (1) 計画準備・資料収集整理

本業務を遂行するにあたり、業務全体の作業方針を立案し、業務の計画準備を行なうものとする。また、本業務で実施する作業内容を充分理解した上、業務を円滑に遂行するため、作業内容等を簡潔にまとめた業務計画書を作成するものとする。業務計画書をやむを得ない事情により変更する場合には、すみやかに甲に報告し、その承認を得ることとする。

また、必要となる資料を収集するとともに、後続作業を円滑に進めるための整理をおこない、業務実施中でも不可欠な資料があれば協議の上、収集するものとする。

### (2) 貸与資料

本業務において甲は乙に以下の資料を貸与するものとする。

- ・河川地形図 (s f c 形式、又は p 2 1 形式) (縮尺 1 / 2 5 0 0)

- ・徳島県の河川と海岸（徳島県総合管内図）
- ・その他、甲が必要と認める書類及び図面

### (3) 河川線形図データ作成、河川地形図の加工

「徳島県土木施設占用等申請システム」内で表示されるオンライン地図上で、県が管理している一級河川・二級河川を表示するために河川線形図データを使用し、一級河川の線形データ上の一点をクリックすることで、その位置の河川地形図を表示させることを目的とし、データを作成する。

#### 一級河川線形図データ作成 368河川

- ・河川の線形図データは国土地理院の国土数字情報の河川データ（SHAPE 形式データ）を元に、必要な部分を加工して作成することとし、Geojson 形式データで納入すること。
- ・国土地理院の国土数字情報（河川データ）から、県が管理している一級河川部分を抽出し、利用すること。
- ・徳島県から提供する河川の各情報と国土地理院の国土数字情報（河川データ）で齟齬がないか確認すること。
- ・線形データごとに河川名、位置情報、河川地形図と関連づけるための情報を保持すること。
- ・線形データは河川地形図1枚単位で分割すること。

#### 一級河川地形図の加工 849枚

- ・河川地形図の主な加工は不要情報及び、不要範囲の削除である。不要な文字情報を削除と対象河川位置の認識の妨げとなるような部分の地形図の削除を行うこと。
- ・河川地形図については貸与する s f c 形式データを加工後、画像データ（J P G 形式もしくは PNG 形式、モノクロ 300DPI 相当）に変換すること。なお、どちらの画像形式とするかは監督員と協議のうえ決定する。
- ・河川線形図データは対応する河川地形図の画像データと関連づけること。

#### 二級河川線形図データ作成 129河川

- ・河川の線形図データは国土地理院の国土数字情報の河川データ（SHAPE 形式データ）を元に、必要な部分を加工して作成することとし、Geojson 形式データで納入すること。
- ・国土地理院の国土数字情報（河川データ）から、県が管理している二級河川部分を抽出し、利用すること。
- ・徳島県から提供する河川の各情報と国土地理院の国土数字情報（河川データ）で齟齬がないか確認すること。
- ・線形データごとに河川名、位置情報の情報を保持すること。
- ・線形データの分割、総合などの加工はする必要なく。国土地理院の国土数字情報の河川データと同様の状態で良い。

(4) 各種データ照査

作成・加工した各種データについて、その内容の正否や各データ間の齟齬の有無を確認し、必要があれば、修正を行う。

(5) 打合せ協議

本業務における打合せ協議は着手前、中間、完了時の延べ3回を標準とするが、中間協議については業務の進捗状況等に合わせ、必要に応じて複数回、行うものとする。また、時期については監督員と協議のうえ決定する。

(6) 関連業務

本業務は、徳島県土木施設占用等申請システム構築業務と関連しているため、甲及び、関連業務の受注者と十分な情報共有のもと、業務を実施すること。また、関連業務のため新たな作業が必要となった場合には、甲乙協議して実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できる物とする。

(7) サンプルデータの提出

徳島県土木施設占用等申請システム構築のため、本業務の成果の一部をサンプルデータとして提出すること。時期及び提出データの内容については監督員と協議のうえ決定する。

14. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議して定める。

河川線形図作成業務数量総括表（案）

項目	規格	単位	数量	適用
計画準備・資料収集整理		式	1	
一級河川線形図データ作成		式	1	
一級河川台帳附図データ加工		枚	849	
二級河川線形図データ作成		式	1	
各種データ照査		式	1	
打ち合わせ協議		回	3	